資料No.4

養護者による高齢者虐待対応の対応手順

初動期段階

相談・通報・届出受付

受付機関が中心となって、緊急対応の必要性を予測し、事実確認の方法、高齢者虐待対応ケース会議の日程の協議を行う

本人・家族・地域住民・民生委員・介護支援専門員
サービス事業所・医療機関・警察等からの通報や相談

様式１

【受付機関】
地域包括支援センター ⟺ 総合福祉相談支援センター
必要な情報収集、事実確認の方法、緊急対応の必要性、役割分担、高齢者虐待対応ケース会議日程を協議

虐待の疑いはないと判断された場合
・聴き取りのみ
・情報提供
・助言
・他機関への取次
・あっせん

情報共有・協議

関係者が速やかに訪問等を行い、高齢者の安全等の現状を確認する

様式２

高齢者の安全・虐待が疑われる事実についての確認
（情報不足の場合、事実確認を継続）

事実確認

情報整理・検討

地域包括支援センターが中心となり開催。
直ちに緊急対応が必要な場合は市が主催

様式３
様式４

【高齢者虐待対応ケース会議】
事実をもとに情報を整理、虐待有無及び緊急性の判断をし、支援方法・緊急対応の検討を行う
メンバー：地域包括支援センター
総合福祉相談支援センター
社会福祉課長（※緊急対応が必要の場合）
状況に応じて、個々のケースの関係者
（高齢福祉課長、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、施設、医療機関、民生委員等）

虐待の疑いはないが、地域包括支援センターとして、相談を継続する必要があると判断された場合
・権利擁護対応（虐待対応を除く）
・包括的・継続的ケアマネジメント支援

支援の実施

緊急性ありの場合、市が中心となって、警察、医療機関、施設等との調整を行う

【緊急性なし】
・介護保険認定申請
・ケアプラン作成、修正
・社会資源の活用
・見守りと予防支援
・問題に応じた専門機関の支援

【緊急性あり】
・やむを得ない事由による措置の判断、面会制限
・立入調査の要否判断
・医療機関に入院
・警察に援助依頼
・緊急一時避難居室利用

様式４

【高齢者虐待対応ケース評価会議】
支援の経過・評価、援助方針・内容、役割分担の再検討

対応段階

支援の見直し評価

高齢者虐待対応ケース会議で調整した日程で、地域包括支援センターが主催（モニタリング）

（虐待対応継続）
高齢者が安心して生活を送るための環境の整備状況の確認

（虐待が解消されるまで必要に応じて繰り返し実施）

様式４

【高齢者虐待対応ケース評価会議】
支援の経過・評価、援助方針・内容、役割分担の再検討

終結段階

終結

虐待対応の終結

虐待状況の解消の確認と
虐待の再発防止に向けたフォローアップ（※２）

経過記録は随時使用

必要時、高齢者虐待対応専門職チームの助言を得る。（各支援段階で相談）

（※２）必要に応じて関係機関への関与の引継ぎや、権利擁護対応（虐待対応を除く）、包括的・継続的ケアマネジメント支援の検討を行う